

○吹田市建築基準法施行条例

平成12年3月16日条例第3号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 日影による中高層の建築物の高さの制限（第2条）

第3章 建築基準法の施行に関する手続（第3条—第5条）

第4章 建築基準法の事務に関する手数料

第1節 確認申請等手数料（第6条・第7条）

第2節 完了検査申請等手数料（第8条・第9条）

第3節 中間検査申請等手数料（第10条）

第4節 その他の手数料（第11条）

第5節 徴収の時期等（第12条—第14条）

第5章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行について、必要な手続を定めるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により手数料を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 日影による中高層の建築物の高さの制限

（対象区域及び日影時間等の指定）

第2条 法第56条の2第1項の対象区域は、次の表の第1欄に掲げる地域又は区域のうち同表の第2欄に掲げる区域とし、同項の条例で指定する建築物に係る規定は、同表の第1欄及び第2欄に掲げる区域の区分に応じてそれぞれ同表の第3欄に掲げる規定とし、同項の条例で指定する平均地盤面からの高さは、同表の第1欄及び第2欄に掲げる区域の区分に応じてそれぞれ同表の第4欄に掲げる高さとし、同項の条例で指定する号は、同表の第1欄及び第2欄に掲げる区域の区分に応じてそれぞれ同表の第5欄に掲げる号とする。

地域又は区域	容積率により区分さ	制限を受ける建築	平均地盤面からの	法別表第4（に）
--------	-----------	----------	----------	----------

	れる区域	物に係る規定	高さ	欄の号
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	10分の5、10分の6、10分の8又は10分の10の区域			(1)
	10分の15の区域			(2)
	10分の20の区域			(3)
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の15の区域		4メートル	(1)
	10分の20の区域		4メートル	(2)
	10分の30の区域		4メートル	(3)
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の20の区域		4メートル	(2)
用途地域の指定のない区域	全区域	ロ		(2)

2 前項の表に規定する「容積率」とは、法第52条第1項第1号、第2号及び第7号に規定する建築物の容積率をいう。

3 第1項の表に規定する「(1)」、「(2)」又は「(3)」とは、同表の第1欄に掲げる地域又は区域に対応する法別表第4(イ)欄に掲げる地域又は区域の区分に依ずる同表(ニ)欄の(1)の号、(2)の号又は(3)の号をいう。

4 第1項の表に規定する「ロ」とは、法別表第4第4項(ロ)欄ロをいう。

第3章 建築基準法の施行に関する手続

(工事監理者の選任等の届出)

第3条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受ける建築物の建築主が、法第5条の6第4項に規定する工事監理者を選任し、又は変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第6条の2第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受ける場合について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは、「法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

(位置の指定を受けた道路の標識の設置)

第4条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けた者は、当該道路が、同号に規定する道路である旨の標識を設置しなければならない。

(私道の変更又は廃止の承認)

第5条 法第45条第1項の私道の変更又は廃止をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

第4章 建築基準法の事務に関する手数料

第1節 確認申請等手数料

(建築物に係る確認申請等手数料)

第6条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

号	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	33,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	44,000円
(3)	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	60,000円
(4)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	87,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	116,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	275,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	470,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	730,000円

2 前項の手数料は、電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)による申請又は通知にあつては、2,000円を減じて得た金額とする。

3 第1項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。ただし、建築物が法第86条の8第1項、同条第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)又は法第87条の2第1項の規定による認定を受けたものである場合にあつては、当該各号に定める面積に0.5を乗じて得た面積とする。

(1) 建築物を建築する場合（次号及び第3号に掲げる場合並びに移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(2) 既存の建築物と一の建築物となる増築をする場合（移転する場合を除く。） 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。

ア 既存の建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証（法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項の確認済証をいう。以下同じ。）の交付を受けたものである場合

イ 法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備の設置を目的とした住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）の増築であって、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下、かつ、50平方メートル以下である場合（アに掲げる場合を除く。）

(3) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

(4) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、既存の建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けたものである場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積とする。

(5) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

4 第1項の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る計画に法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含むときは、同項の手数料のほか、1の建築設備につき、次条第1項（確認済証の交付を受けた建築設備に係る部分の計画を変更する場合にあっては、同条第2項）及び第4項の規定により算出される金額の手数料を納めなければならない。

5 第1項の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る計画について法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による建築主事等の審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を受けようとするときは、第1項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げ

る構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

号	床面積の合計	金額
(1)	200平方メートル以内のもの	117,100円
(2)	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	140,000円
(3)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	162,800円
(4)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	185,700円
(5)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	221,900円
(6)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	294,700円
(7)	50,000平方メートルを超えるもの	541,300円

6 前項の表の床面積の合計は、構造計算適合性審査に係る建築物（法第20条第2項に規定する部分がある建築物にあっては、当該部分のうち構造計算適合性審査を受けようとするもの。以下この項において同じ。）の床面積について算定する。ただし、構造計算適合性審査を受けて確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては、構造計算適合性審査に係る建築物の床面積に0.5を乗じて得た面積（増築をする場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積の合計に当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積）とする。

（建築設備及び工作物に係る確認申請等手数料）

第7条 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、1の建築設備につき、次の表の中欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

号	設置する建築設備	金額
(1)	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	21,000円
(2)	小荷物専用昇降機	11,000円

2 確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合における前項の手数料の金額は、同項の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。

号	設置する建築設備	金額
---	----------	----

(1)	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	13,000円
(2)	小荷物専用昇降機	9,000円

3 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、1の工作物につき18,000円（確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合にあっては、10,000円）の手数料を納めなければならない。

4 前3項の手数料は、電磁的記録媒体による申請又は通知にあっては、2,000円を減じて得た金額とする。

第2節 完了検査申請等手数料

（建築物に係る完了検査申請等手数料）

第8条 法第7条第1項の規定による完了検査の申請（次項に規定する申請を除く。）又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知（次項に規定する通知を除く。）をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

号	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	22,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000円
(3)	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円
(4)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	55,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	76,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	209,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	308,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	518,000円

2 法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知のうち、法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての申請又は通知をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

号	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	20,000円

(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	24,000円
(3)	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	30,000円
(4)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	52,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	199,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	288,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	478,000円

3 第6条第3項（第3号及び第5号を除く。）の規定は、前2項の表の床面積の合計の算定について準用する。

4 第1項又は第2項の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る建築物に法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備を含むときは、第1項又は第2項の手数料のほか、1の建築設備につき、次条第1項の規定により算出される金額の手数料を納めなければならない。

5 第1項又は第2項の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為であるときは、前各項（第3項を除く。）の手数料のほか、1の建築物につき、次の表の中欄に掲げる建築物の用途及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

号	建築物の用途及び床面積の合計	金額
(1)	工場等の用途のみの建築物であって、床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの	19,500円
(2)	工場等の用途のみの建築物であって、床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,900円
(3)	工場等の用途のみの建築物であって、床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	70,200円
(4)	工場等の用途のみの建築物であって、床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	105,400円
(5)	工場等の用途のみの建築物であって、床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	131,600円
(6)	工場等の用途のみの建築物であって、床面積の合計が25,000平方メ	163,300円

	一トール以上50,000平方メートル未満のもの	
(7)	工場等の用途のみの建築物であって、床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	226,900円
(8)	住居等の用途の建築物であって、床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの	85,500円
(9)	住居等の用途の建築物であって、床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	112,800円
(10)	住居等の用途の建築物であって、床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	181,300円
(11)	住居等の用途の建築物であって、床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	235,400円
(12)	住居等の用途の建築物であって、床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	282,500円
(13)	住居等の用途の建築物であって、床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	331,500円
(14)	住居等の用途の建築物であって、床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	428,100円

6 前項の表の工場等の用途のみの建築物は、建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途が工場、危険物の貯蔵場又は処理場、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する用途のみの建築物とし、住居等の用途の建築物は、工場等の用途のみの建築物以外の建築物とする。

7 第5項の表の床面積の合計は、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計について算定する。ただし、既存の建築物と一の建築物となる増築をする場合であって、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第55条第1項又は建築物省エネ法第36条第1項の規定による変更の認定を受け、かつ、当該認定について建築物省エネ法第12条第3項の適合通知書の交付があったものとみなされるときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

（建築設備及び工作物に係る完了検査申請等手数料）

第9条 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者は、1の建築設備につき、次の表の中欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

号	設置する建築設備	金額
(1)	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	18,000円
(2)	小荷物専用昇降機	10,000円

2 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者は、1の工作物につき12,000円の手数料を納めなければならない。

第3節 中間検査申請等手数料

（建築物に係る中間検査申請等手数料）

第10条 法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

号	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	18,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
(3)	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	27,000円
(4)	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	46,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	62,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	168,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	255,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	430,000円

第4節 その他の手数料

第11条 次の表の中欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該申請1件につき、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

号	事務	金額
---	----	----

(1)	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定	120,000円
(1)の2	法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定又は第5条の規定に基づく私道の変更若しくは廃止の承認（同号の指定を受けた道路に係るものに限る。）	77,000円
(1)の3	法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定	27,000円
(2)	法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る許可	33,000円
(3)	法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築許可	33,000円
(4)	法第44条第1項第3号の規定に基づく道路内における建築認定	27,000円
(5)	法第44条第1項第4号の規定に基づく公共用歩廊等の道路内における建築許可	160,000円
(6)	法第47条ただし書の規定に基づく壁面線外における建築許可	160,000円
(7)	法第48条第1項から第13項までのただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における建築等許可	180,000円
(8)	法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等敷地の位置の許可	160,000円
(8)の2	法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積の特例認定	27,000円
(9)	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の延べ面積の特例許可	160,000円
(9)の2	法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建蔽率に関する制限の	60,000円

	適用除外に係る許可	
(10)	法第53条第6項第3号の規定に基づく建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可	33,000円
(11)	法第53条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく建築物の敷地面積の許可	160,000円
(12)	法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例認定	27,000円
(13)	法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの特例許可	160,000円
(14)	法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影による建築物の高さの特例許可	160,000円
(15)	法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	27,000円
(15)の2	法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例許可	160,000円
(16)	法第59条第1項第3号又は第2項ただし書の規定に基づく高度利用地区における容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可	160,000円
(17)	法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可	160,000円
(18)	法第59条の2第1項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	160,000円
(19)	法第68条の3第1項の規定に基づく再開発等促進区等における容積率に関する制限の適用除外に係る認定	27,000円
(20)	法第68条の3第2項の規定に基づく再開発等促進区等における建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定	27,000円
(21)	法第68条の3第3項の規定に基づく再開発等促進区等における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	27,000円
(22)	法第68条の3第4項の規定に基づく再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可	160,000円
(23)	法第68条の4の規定に基づく容積率の最高限度を区域の特性に応	27,000円

	じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとの区分して定める地区計画等の区域における容積率に関する制限の適用除外に係る認定		
(24)	法第68条の5の3第2項の規定に基づく高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可		160,000円
(24)の2	法第68条の5の5第1項の規定に基づく区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における容積率に関する制限の適用除外に係る認定		27,000円
(24)の3	法第68条の5の5第2項の規定に基づく区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定		27,000円
(24)の4	法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域における建蔽率の特例認定		27,000円
(25)	法第68条の7第5項の規定に基づく予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可		160,000円
(26)	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等に係る建築許可		120,000円
(26)の2	法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等に係る建築許可		160,000円
(27)	法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例認定	建築物の数が1又は2である場合	78,000円
		建築物の数が3以上である場合	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(28)	法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定	建築物（既存建築物を除く。以下この号及び第28号の3において同じ。）の数が1である場合	78,000円
		建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を

			超える建築物の 数に28,000円を 乗じて得た額を 加算した額
(28)の2	法第86条第3項の規定に基づく 総合的設計による一団地の建築 物の特例許可	建築物の数が1又は2である場合	220,000円
		建築物の数が3以上である場合	220,000円に2を 超える建築物の 数に28,000円を 乗じて得た額を 加算した額
(28)の3	法第86条第4項の規定に基づく 既存建築物を前提とした総合的 設計による建築物の特例許可	建築物の数が1である場合	220,000円
		建築物の数が2以上である場合	220,000円に1を 超える建築物の 数に28,000円を 乗じて得た額を 加算した額
(29)	法第86条の2第1項の規定に基 づく一敷地内認定建築物以外の 建築物の建築認定	建築物（一敷地内認定建築物を除 く。以下この号において同じ。）の 数が1である場合	78,000円
		建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を 超える建築物の 数に28,000円を 乗じて得た額を 加算した額
(29)の2	法第86条の2第2項の規定に基 づく一敷地内認定建築物以外の 建築物の特例許可	建築物（一敷地内認定建築物を除 く。以下この号において同じ。）の 数が1である場合	220,000円
		建築物の数が2以上である場合	220,000円に1を 超える建築物の

			数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(29)の3	法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の特例許可	建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合	220,000円
		建築物の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(30)	法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し		6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
(31)	法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定		27,000円
(32)	法第86条の8第1項又は法第87条の2第1項の規定に基づく2以上の工事の全体計画の認定	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	33,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	44,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	60,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	87,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル	116,000円

		を を超え、2,000平方メートル以内の もの	
		床面積の合計が2,000平方メートル を を超え、10,000平方メートル以内の もの	275,000円
		床面積の合計が10,000平方メート ルを を超え、50,000平方メートル以内 のもの	470,000円
		床面積の合計が50,000平方メート ルを を超えるもの	730,000円
(33)	法第86条の8第3項（法第87条 の2第2項において準用する場 合を含む。）の規定に基づく2 以上の工事の全体計画の変更の 認定	工事期間の変更	21,000円
		床面積の合計が100平方メートル以 内のもの	33,000円
		床面積の合計が100平方メートルを 超え、200平方メートル以内のもの	44,000円
		床面積の合計が200平方メートルを 超え、500平方メートル以内のもの	60,000円
		床面積の合計が500平方メートルを 超え、1,000平方メートル以内のも の	87,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル を を超え、2,000平方メートル以内の もの	116,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル を を超え、10,000平方メートル以内の もの	275,000円
		床面積の合計が10,000平方メート	470,000円

		ルを超え、50,000平方メートル以内のもの	
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	730,000円
(33)の2	法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等として使用することの許可		120,000円
(33)の3	法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等として使用することの許可		160,000円
(34)	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第131条の2第2項又は第3項の規定に基づく前面道路とみなす道路等の認定		27,000円
(34)の2	建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定		27,000円
(35)	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく移転の認定	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	27,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	36,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	49,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	70,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	93,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	220,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内	377,000円

		のもの	
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	584,000円

2 前項の表第27号から第30号までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうちの主要な用途以外の用途の建築物の数を減じた数とする。ただし、同表第29号から第29号の3までの建築物の数は、当該申請に係る建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみであるときは、その数にかかわらず、1とする。

3 第1項の表第32号の床面積の合計は、2以上の工事の全体計画に係る1の建築物の床面積について算定する。

4 第1項の表第33号の床面積の合計は、前項の規定により算定した面積に0.5を乗じて得た面積とする。

第5節 徴収の時期等

(手数料の徴収の時期)

第12条 手数料は、当該手数料を徴収する事務についての申請又は通知の際に、申請者又は通知者から徴収する。

(手数料の還付)

第13条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、既納の手数料の全部又は一部を還付することができる。

(手数料の減額又は免除)

第14条 市長は、公益上必要があると認める場合その他特別の理由があると認める場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。

第5章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (令和5年3月31日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市建築基準法施行条例第11条第1項の表第8号の2、第13号及び第15号の2の規定は、令和5年4月1日以後の申請に係る手数料について適用する。

附 則（令和6年3月29日条例第14号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。